

神奈川県立足柄ふれあいの村ネーミングライツパートナー募集要項

1 趣旨

神奈川県立足柄ふれあいの村の命名権（ネーミングライツ）の活用に関し、募集方法等について必要な事項を定めたものです。

2 本県のネーミングライツの概要

施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、使用する代わりに、施設命名権者（ネーミングライツパートナー）からその対価をいただき、当該施設の管理運営に役立てます。

なお、募集する愛称は一般的な呼称として用い、施設の正式名称は変更しません。

3 募集の内容



施設の名称	神奈川県立足柄ふれあいの村
所在地	南足柄市広町1, 507番地
設置目的	児童、生徒、青少年等が自然の中での体験及び人との交流を通じて自立心、協調性を育むための活動を促進すること。
施設概要	○ 経緯 平成2年 開設 平成18年 指定管理者制度を導入 ○ 施設の構造及び規模 ・ 宿泊定員 400 名 ・ 敷地 72,177.60 m² ・ 建物 延床面積 6,315.87 m² <主な施設> ◆管理棟（1棟）RC造2階 延 2,131.56 m²〔事務室、会議室、食堂、浴室等〕 ◆集会棟（1棟）RC造1階 延 1,019.16 m²〔プレイルーム、会議室等〕 ◆宿泊コテージA（20棟） 延 1,499.04 m²

	※ 命名権料に含めた附帯提案の金額換算相当額が適当でないと判断した場合、県で換算相当額を補正し、命名権料に含めます。
命名権料により県が行う事業	○ ふれあいの村施設の改修
愛称の要件	○ 施設の用途に沿った用語を使用すること。 また、「足柄」及び「ふれあいの村」という用語を使用すること。 例：「〇〇足柄ふれあいの村」 ○ 神奈川県広告掲載要綱第2条第1項に該当する愛称は不可。
愛称の提示が想定される場所	○ 入口の表示サイン、施設内案内表示 ○ 足柄ふれあいの村パンフレット、足柄ふれあいの村HP ※ 施設内各所にある案内表示については、愛称についてのシールを貼る等の簡易な変更を予定しています。 ※ 別添「主な愛称の提示場所」を参考のこと。 ※ その他、パートナーから提案のあった場所については、県との協議の上、決定します。看板の仕様は別途協議します。費用はネーミングライツパートナーの負担となります。
その他の県の取組	○ 県ホームページでの愛称の使用 ○ 県の広報媒体での愛称の紹介、県内市町村に対する愛称の使用の働きかけ等

4 導入までの流れ

- (1) 導入施設、導入条件の決定
- (2) ネーミングライツパートナーの募集
- (3) 申込書等の提出
- (4) 選定委員会の開催
- (5) 優先交渉者の選定
- (6) ネーミングライツパートナー及び愛称の決定
- (7) 協定・契約の締結
- (8) 施設の表示等の変更
- (9) 愛称の使用開始

5 応募資格

別表1「応募資格」に定めるとおり。

なお、グループで応募する場合は、代表する法人を1者選定してください。

また、広告代理店を通じて申し込むことも可能ですが、この場合、神奈川県から広告代理店に手数料を支払うものではありません。

6 募集方法等

(1) 募集期間

令和7年（2025年）10月17日（金）から令和8（2026年）年1月16日（金）まで

(2) 申込書等の提出

次の書類（原本を正本として1部、コピーしたものを副本として2部）を提出していただきます。

ア ネーミングライツパートナー申込書（別紙1）

イ 企業案内パンフレット等

ウ 印鑑証明書

エ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

オ 納税証明書

 a 神奈川県税の未納がないことの証明書（県内に事業所等を有する場合）

 b 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）（直近1年分）

カ 決算報告書（直近3か年分）

キ 定款、寄附行為若しくは規約

ク 役員等氏名一覧表（別紙2）

※ ウ～オの書類は、提出日において発行の日から3か月以内のものに限ります。

※ グループで応募する場合は、構成する各法人についてイ～クの書類を提出してください。

(3) 留意事項

ア 提出は直接持参いただくか、郵送してください。なお、募集期間の最終日となる令和8年1月16日（金）の17時15分必着とさせていただきます。

イ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。

ウ 提出された書類は複写のうえ選定委員会委員へ提示するほか、関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。

エ 提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、神奈川県情報公開条例に基づき公開することがあります。

オ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

7 選定方法

(1) 選定委員会の設置

優先交渉者を選定するため、外部委員（弁護士、公認会計士など）と施設所管部局職員等により構成する選定委員会を設置します。

(2) 優先交渉者の選定

優先交渉者の選定に当たって、選定委員会において、各委員から、応募者、愛称、命名権料、社会貢献の実績等に関する意見を聴取し、当該意見を参考に優先交渉者及び次点優秀者を選定します。応募が1件のみの場合も、県のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか、別表2「評価基準」に基づき審査します。ただし、応募が1件の場合には、審査を簡略化します。

(3) 失格とする提案

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかとなったとき

- イ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- エ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- オ その他不正な行為があったとき

(4) 選定結果の通知・ネーミングライツパートナーの公表

選定結果については、応募者に文書で通知します。

県は、優先交渉者との調整を経てネーミングライツパートナーを決定し、ネーミングライツパートナー名、施設の愛称、命名権料等について公表します。

8 協定の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、詳細を取り決め、ネーミングライツに関する協定を締結し、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

なお、協定を締結したネーミングライツパートナーは、次回の協定について優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

9 協定の解除等

協定締結後、ネーミングライツパートナーが次の事項に該当する場合、県は協定を解除できることとします。この場合、原状回復等に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

- (1) 「5 応募資格」に規定する応募資格を満たさなくなったとき
- (2) 信用失墜行為等により施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき
- (3) 倒産又は解散したとき

10 その他

(1) 愛称の周知

決定された愛称については、速やかに利用団体等の関係機関に周知・PRを図るものとしますが、利用団体等の印刷物の作成等の関係で、契約期間当初からの愛称が完全に反映されない場合があります。また、愛称が定着するまで、施設の正式名称を併記する場合があります。

(2) 指定管理者との協議

施設の管理運営を指定管理者が行っているため、愛称決定後、ネーミングライツ導入に関し具体的な愛称の提示方法についてネーミングライツパートナー、指定管理者及び県との間で協議することとします。

(3) 愛称の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、協定期間内の愛称変更は原則として認めません。

(4) 費用負担の考え方

今回の提案に基づいて発生する表示変更等の費用負担は、次のとおりです。

ネーミングライツパートナーの費用負担は、命名権料とは別に負担していただきます。

区 分	ネーミングライツパートナー	県	指定管理者
契約締結時の看板等の表示変更 ^{*1}		○	
新たな看板設置等 ^{*2*3}	○		
印刷物、ホームページの表示変更 ^{*4}		○	○
契約終了時の原状回復	○		

*1 県の負担により県が表示変更する看板等については、別添「主な愛称の提示場所」のとおりです。

*2 設置の可否、看板の施工の範囲、実施時期及び内容は、県と協議のうえ決定します。

*3 敷地外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議のうえ変更可能な表示について行います。

*4 パンフレット等の印刷物は協定締結後に作成するものを対象とします。既印刷物については、可能な限り対応します。

11 問合せ先・提案書提出先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1（神奈川県庁東庁舎）

神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課 調整グループ

電話 045-210-8226 FAX 045-210-8937

E-mail: 県のホームページ「教育局 支援部子ども教育支援課」にあるお問い合わせフォームをご利用ください。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/div/4027/>)

(別紙1)

ネーミングライツパートナー申込書

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

申 込 者 所 在 地

法人又はグループ名

印

代 表 者 名

神奈川県立足柄ふれあいの村ネーミングライツパートナー募集要項に定める記載事項について
同意のうえ、次のとおり応募します。

記

応 募 内 容	施 設 名	
	命 名 権 料 (応募価格)	1年当たり 万円(消費税及び地方消費税は別途) ※万円単位(千円以下は記載しないこと) うち附帯提案に係る額 万円(積算根拠を添付すること)
	契 約 期 間	5年 (令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで)
	施 設 の 愛 称	
	(英語表記)	
	上記愛称とした理由・目的 (ネーミングライツの取得目的も)	
	そ の 他	

パートナーとなる法人・グループの情報	業 種			代表法人 (グループの場合)	☐ レ記載
	事 業 内 容				
	社会貢献活動、自然体験に関する活動の実績と予定 (この施設を活用した取組を含む) ※別紙記載可資料がある場合は添付してください。 ※実施時期、内容について記載し、予定の場合は予算なども具体的に記載ください。	社会貢献活動 (実績)		社会貢献活動 (予定)	
		自然体験に関する活動 (実績)		自然体験に関する活動 (予定)	
	事務担当者	役職名 氏名			
	電 話 番 号		F A X 番 号		
	電 子 メ ー ル				

※1 グループによる申込みの際は、構成する法人についてそれぞれ提出のこと（必要書類も）。

※2 応募に当たっては、下記の誓約を確認のうえ、□にレを記入すること。

私は、この度の応募を行うに当たり、次の事項について誓約します。

☐ 自己又は法人の役員等は、次の各号のいずれにも該当するものではありません。
また、その経営に実質的に関与している法人又は個人ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ウ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(広告代理店を通じての申込で、申込内容についての問合せ先が広告代理店となる場合にはこちらを記入してください)

広 告 代 理 店 の 情 報	法 人 の 名 称			
	所 在 地			
	業 種			
	事 業 内 容			
	事 務 担 当 者	役職名	氏名	
	電 話 番 号		F A X 番 号	
	電 子 メ ー ル			

役員等氏名一覧表

令和 年 月 日現在の役員					
役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住 所
代表者			T S H .		
			T S H .		
			T S H .		
			T S H .		
			T S H .		
			T S H .		
			T S H .		
			T S H .		
			T S H .		
			T S H .		

記載されたすべての者は、代表者又は役員(※)に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

法 人 名

代表者氏名

印

○グループの場合は、グループを構成数法人の役員※すべてについて記載してください。

※ 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

応募資格

- 1 応募資格を有する者は、法人若しくはそれらにより構成されたグループであること。
ただし、次の各号に該当する者は除く。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者
 - (3) 神奈川県から指名停止措置又は不利益処分を受けている者
 - (4) 県税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく県に対する債務を履行していない者
 - (5) 政治団体又は宗教団体
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を営む者
 - (7) 消費者金融、たばこに係る事業を営む者
 - (8) ギャンブル（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）に係る事業を営む者
 - (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (10) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である者
 - (11) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者
 - (12) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - (13) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (14) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (15) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、ネーミングライツ導入時点の指定管理事業内容と競合する者（ただし、ネーミングライツ導入時点の指定管理者及びその関連企業を除く）
 - (16) 施設の平穩、安定的な管理運営に支障をきたすおそれがあると県が認める者
- 2 グループを構成する場合は、グループを構成するすべての法人等が前項の応募資格を有すること。

評 価 基 準

評価基準項目 (配点)	評価の視点	失格要件
命名権料 (50点)	・他の応募者と比較した場合の命名権料の高さの度合い	・県が示す命名権料未満の場合は失格とする。
提案された愛称 (25点)	・施設のイメージに見合っているか ・県民の方々にとって親しみやすいか	・25 点満点中 16 点未満の場合は失格とする。
法人等の社会貢献、事業内容、経営体制 (25点)	・社会貢献に理解があり、これまで社会貢献の活動を行っているか（特に自然体験に関するものは加点） ・今後、どのような社会貢献活動(施設を活用した社会貢献活動を含む)に取り組む予定か（特に自然体験に関するものは加点） ・施設の設置目的と企業等の事業内容との関連性があるか ・経営の健全性が高く、安定性、継続性が見込まれるか	・25点満点中10点未満の場合は失格とする。

【主な愛称の掲示場所】

別添

